

## 【参考】 委員会による検証等の概要

### (1) 委員会の役割

県所管部局が行った公社等経営評価の妥当性について、第三者の視点から客観性を担保するとともに、専門的立場からの意見等を参考とするため、民間有識者等で組織する委員会により検証等を行うものである。

#### 【青森県公社等経営評価委員会委員名簿】

区分	氏名	役職
学識経験者	金子輝雄	青森公立大学経営経済学部 教授 (委員長)
企業経営者	欠畑茂治	株式会社スーパーカケモ 代表取締役社長
	蝦名晶子	ディーシーティーデザイン 代表
会計専門家	松本博子	松本博子税理士事務所 税理士
	蝦名和美	蝦名和美税理士社会保険労務士事務所 税理士

委嘱期間：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで (委員長)

令和5年5月24日から令和8年3月31日まで (委員長以外)

### (2) 委員会の活動実績

#### ① 書面審査

県所管部局から提出された全22法人の経営評価書の総合評価案の妥当性について、各委員が経営評価書及び中期経営計画書（令和6年度目標に対する実績等）に基づく書面審査を実施。

※ 中期経営計画書は各所管課の公社等ホームページに掲載。

#### ② 第1回委員会（令和7年9月22日開催）

##### ● 議事

- ・ 公社等経営評価の検証等
- ・ ヒアリング対象法人の選定

##### ● 概要

各委員が行った書面審査結果を基に、経営評価書の総合評価案の妥当性及び改善事項等について各委員の意見を集約し、委員会として検証等を行った。また、詳細な検証が必要な法人については、ヒアリング対象に選定した。

##### ● 議決

- ・ 下記4法人について、ヒアリングが必要と判断された。
  - むつ湾フェリー（株）
  - 青い森鉄道（株）
  - （公財）むつ小川原漁業操業安全協会
  - （公財）青森県育英奨学会
- ・ 下記7法人について、書面による確認を行うこととされた。
  - （公社）あおもり農業支援センター
  - （公社）青森県観光国際交流機構
  - （公財）青森学術文化振興財団
  - （公財）青森県生活衛生営業指導センター
  - （公社）青森県栽培漁業振興協会

青森空港ビル（株）

（公財）青森県暴力追放県民センター

- ・ ヒアリングを行わない18法人については、いずれも総合評価案が妥当と判断された。

#### ④ 第2回委員会（令和7年11月21日開催）

##### ● 議事

- ・ 書面回答の確認
- ・ 公社等経営評価の検証等に係るヒアリング

##### ● 概要

第1回委員会で書面による確認を行うこととしていた7法人について、事務局から書面回答が報告された。

また、青い森鉄道（株）、（公財）むつ小川原漁業操業安全協会、（公財）青森県育英奨学会についてヒアリングを実施し、日程が合わなかったむつ湾フェリー（株）についてはヒアリングに代わる書面回答の内容を事務局から説明した。ヒアリング及びヒアリングに代わる書面回答の内容を踏まえ、これまで指摘された改善事項に対する取組状況、関係団体との連携状況、今後の課題及び対応方針等を確認し、経営評価書の総合評価案の妥当性について検証を行うとともに、委員会から経営改善に向けた意見等が出された。

##### ● 議決

4法人（むつ湾フェリー（株）、青い森鉄道（株）、（公財）むつ小川原漁業操業安全協会、（公財）青森県育英奨学会）について、いずれも総合評価案が妥当と判断された。

##### ● 結果通知

これらの検証等結果については、経営評価書の記載内容や所管する公社等に対する指導助言の参考としてもらうよう、委員会から県所管部局へ通知した。

##### ● 委員会からの主な意見等

###### （公社）青森県観光国際交流機構

- ・ 貸会議室の予約状況について、半年以上先の予約状況が確認できないシステムとなっており、利用者にとって不便なシステムとなっていることから、利用者の利便性や費用対効果も踏まえ、サービスの向上に向けた改善策を検討すること。

###### むつ湾フェリー（株）

- ・ 船員等の人材の確保・育成が大きな課題であり、早期の課題解消を期待したい。
- ・ 新船を最大限活用しながら、県内外の利用客増加に向けた取組を進めるとともに、新船等に係る減価償却を適切に実施した上で黒字を確保できるよう、更なる財務の健全化に努めていくこと。

青い森鉄道（株）

- ・ 引き続き、運行状況のタイムリーな情報提供に努め、利用者目線でのサービスの向上に努めること。

(公財) 青森県育英奨学会

- ・ 学生寮の廃止について説明を丁寧に行ったうえで、引き続き、入寮生の確保に努めること。
- ・ 廃寮後の会計の区分について、収支予測が立てられるよう、会計の専門家からの助言を受けながら検討を進めること。